第二十三条の七第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

四　施行令第四十条の六第九項第四号に規定する区域内にある農地等について、同号に規定する農地保有合理化事業（イにおいて「農地保有合理化事業」という。）のために譲渡をした場合、同号に規定する農地利用集積円滑化事業（ロにおいて「農地利用集積円滑化事業」という。）のために譲渡をした場合又は同号に規定する農用地利用集積計画（ハにおいて「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより譲渡をした場合　届出者の生年月日及び当該農地等を贈与により取得した日を記載した書類、当該農地等が当該区域内にある旨を証する当該農地等の所在地の市町村長の書類並びに次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該農地等について農地保有合理化事業のために譲渡をした場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該農地等について当該農地保有合理化事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月日を証する当該買入れを行った農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する当該農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ロ　当該農地等について農地利用集積円滑化事業のために譲渡をした場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該農地利用集積円滑化事業が農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号イに掲げる事業及び同項第二号に定める事業である場合　その旨及び当該譲渡を行った年月日を証する当該農地等の所在地の市町村長の書類

(2)　当該農地利用集積円滑化事業が農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロに掲げる事業である場合　当該農地等について当該農地利用集積円滑化事業のために買入れを行った旨及び当該買入れを行った年月日を証する当該買入れを行った同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体の書類並びに当該譲渡につき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨を証する当該農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

ハ　当該農地等を農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をした場合　当該農地等に係る当該農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告をした旨及び当該公告の年月日を証する当該農地等の所在地の市町村長の書類

第二十三条の七第六項、第八項第六号、第十項、第十五項第四号、第十七項第一号ニ及び第十八項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十四項中「第四十条の六第六十一項」を「第四十条の六第六十項」に、「第七十条の四条第一項」を「第七十条の四第一項」に改め、同条第二十七項中「第四十条の六第六十項第二号」を「第四十条の六第六十一項第二号」に改め、同条第二十八項第三号中「次に掲げる場合」を「受贈者が法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、次に掲げる場合」に改め、同号イ中「受贈者が、法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける」を「当該」に改め、同条第三十二項第一号中「第七十条の六の二第一項各号」を「第七十条の四の二第一項各号」に改め、同号ロ(1)中「第七十条の六の二第一項第一号」を「第七十条の四の二第一項第一号」に改め、「証する当該」の下に「営農困難時貸付けを行った」を加え、同号ロ(2)中「第七十条の六の二第一項第二号」を「第七十条の四の二第一項第二号」に改め、同号ロ(3)中「第七十条の六の二第一項第三号」を「第七十条の四の二第一項第三号」に改め、「場合当該」の下に「営農困難時貸付けを行った」を加え、同項第二号ニ(1)中「第七十条の六の二第一項第一号」を「第七十条の四の二第一項第一号」に改め、同号ニ(2)中「第七十条の六の二第一項第二号」を「第七十条の四の二第一項第二号」に改め、同号ニ(3)中「第七十条の六の二第一項第三号」を「第七十条の四の二第一項第三号」に改め、同条第三十四項第一号イ中「第七十条の六の二第一項各号」を「第七十条の四の二第一項各号」に改め、同号ロ(2)(i)中「第七十条の六の二第一項第一号」を「第七十条の四の二第一項第一号」に改め、同号ロ(2)(ii)中「第七十条の六の二第一項第二号」を「第七十条の四の二第一項第二号」に改め、同号ロ(2)(iii)中「第七十条の六の二第一項第三号」を「第七十条の四の二第一項第三号」に改め、同条第三十六項第一号イ中「第七十条の六の二第一項第一号」を「第七十条の四の二第一項第一号」に改め、同号ロ中「第七十条の六の二第一項第二号」を「第七十条の四の二第一項第二号」に改め、同号ハ中「第七十条の六の二第一項第三号」を「第七十条の四の二第一項第三号」に改め、同条第三十九項中「第四十条の六第五十七項に」を「第四十条の六第五十八項に」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「この条」を「この号及び第四十一項第三号」に改め、同項第三号中「第四十条の六第五十七項第六号」を「第四十条の六第五十八項第六号」に改め、同条第四十二項中「第四十条の六第六十二項」を「第四十条の六第六十三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例を受けるための記載事項等）

第二十三条の七の二　法第七十条の四の二第一項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する猶予適用者（同条第九項に規定する旧法猶予適用者を含む。以下この条において「猶予適用者」という。）が農地等のうち法第七十条の四第一項に規定する農地（以下この条において「農地」という。）又は同項に規定する採草放牧地（以下この条において「採草放牧地」という。）の全部又は一部について、法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）を行っている旨及び同項の規定の適用を受けようとする旨並びに次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名、生年月日及び住所又は居所

二　法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付農地等（以下この条において「特定貸付農地等」という。）の所在、地番、地目及び面積

三　当該特定貸付けを行った年月日

四　当該特定貸付農地等を借り受けた者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

五　当該特定貸付けに係る法第七十条の四の二第一項に規定する賃借権等（第三項第一号ロにおいて「賃借権等」という。）の存続期間

六　当該特定貸付農地等に係る贈与者の氏名及び住所又は居所並びに当該贈与者から贈与により当該特定貸付農地等を取得した年月日

七　その他参考となるべき事項

2　施行令第四十条の六の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　特定貸付農地等について猶予適用者が行った特定貸付けが法第七十条の四の二第一項第一号に掲げる貸付けである場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　その旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人（第六項第一号において「農地保有合理化法人」という。）の書類並びに当該特定貸付けにつき農地法第三条第一項第十三号の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日を証する当該特定貸付農地等の所在地を管轄する農業委員会の書類

二　特定貸付農地等について猶予適用者が行った特定貸付けが法第七十条の四の二第一項第二号に掲げる貸付けである場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該特定貸付けが農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号イに掲げる事業及び同項第二号に定める事業に限る。）のために行われた貸付けである場合　その旨及び当該特定貸付けを行った年月日を証する市町村長の書類